

中部森林管理局における指名停止措置について

指名停止措置の概要

1 指名停止の措置を受けた者及び住所
日管株式会社
静岡県浜松市中央区池町220-4

2 指名停止措置の期間
令和6年8月29日から令和6年11月28日（3カ月）

3 指名停止の範囲
中部森林管理局管内

4 事実概要
日管株式会社の元取締役は、令和2年5～6月に行われた東京都千代田区発注の区立小学校・幼稚園の改築工事の一般競争入札を巡り、当時の区議から、最低制限価格に関する情報や入札参加業者数を入手し、入札の公正を害した。入札情報の提供を受けた見返りとして飲食代約6万円と商品券10万円相当を提供した。

5 指名停止措置理由
上記のことは、「工事請負契約指名停止等措置要領」（昭和59年6月11日付け59林野経第156号）別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準 第16号（不正又は不誠実な行為）に該当し、契約の相手方として不適当であると認められるため。

○「工事請負指名停止措置要領」 別表 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準	
措置要件	期間
（不正又は不誠実な行為） 16 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該確認をした日から 1カ月以上9カ月以内

【問い合わせ先】
中部森林管理局 経理課
直 通：050-3160-6527
担当者：経理課長